

平成31年度福島県環境創造センター学習活動支援事業実施要領

福島県生活環境部

この実施要領は、「福島県環境創造センター学習活動支援事業補助金交付要綱」（以下要綱という。）に基づき、事業の適切な実施に必要な事項を定める。

1 事業期間

要綱別表第2の事業期間は、次のとおりとする。

平成31年4月9日（火）～平成32年3月19日（木）

2 対象者

要綱別表第2の児童及び引率者の人数及び条件は、次のとおりとする。

- (1) 引率者は各学校の教職員とし、人数は校長が必要と認める数とする。
- (2) 特別支援学級及び特別支援学校については、教職員以外の引率者を認める。その場合、教職員以外の引率者の数は、参加児童生徒数を上限とする。

3 対象経費

要綱別表第2の交通費は、次のとおりとする。ただし、県指令交付日より前に支払ったものについては、補助対象としない。

- (1) 一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業所のバス等により移動するための経費とする。
- (2) 高速自動車道等の有料道路通行料も交通費に含める。
- (3) (1)及び(2)には、学習活動に関連して実施する施設見学等に要するものも含む。
- (4) 自家用車を利用する場合は、補助対象としない。
- (5) 事業の変更、廃止等に伴うキャンセル料は、補助対象としない。
- (6) 全学年や複数の学年で行った場合も、補助対象は一学年に必要なバス台数とする。

4 補助上限額

要綱別表第3の上限額は、バス等1台当たり別紙のとおり対象経費に適用される消費税率に応じた額とする。

5 補助事業の流れ

(1) 補助金交付申請

学校は、申請の前に環境創造センター交流棟来館予約受付窓口への来館予約を行った上で、受付期間の最終日午後5時までに、関係書類を添えて申請書を県に提出するものとする。

(2) 補助金交付決定通知

県は、提出のあった申請書について、その内容を補助要綱等に基づいて審査する。本事業の目的の達成に資すると判断された事業についてのみ予算の範囲内で許可し、文書によって学校に補助金の交付を通知する。

(3) 実績報告

学校は、要綱第8条に基づき関係書類を添えて実績報告書を県に提出する。

(4) 補助金の額確定通知

県は、提出のあった実績報告書について、その内容と領収証等の添付書類を審査し、補助金確定額を通知する。ただし、補助金確定額が交付決定額と同額の場合には、通知を省略する。

(5) 補助金交付請求

学校は、要綱第9条第1項に基づき補助金交付申請書を県に提出する。

(6) 補助金の支払い

県は、提出のあった補助金交付請求書について、その内容を審査し、要綱第9条第2項に基づき補助金を支払う。

6 その他実施上の留意事項

(1) 学習活動日等の変更

学校は、学習活動の日程の変更が必要となった時点で、速やかに県に連絡し、指示を受けるものとする。

(2) 市町村の補助金制度など他の制度を併せて利用しようとする場合

補助対象は、事業経費の中で他の補助を受けていないことが明らかな経費のみとなる。

(3) 関係書類の提出

学校は、県による補助金交付申請書等の内容の審査に必要な関係書類について、県の求めに応じ提出するものとする。

7 窓口

(1) 補助金交付申請書等提出窓口

福島県環境創造センター総務企画部企画課

〒963-7700 田村郡三春町深作10-2

電話 0247-61-6129、ファクス 0247-61-6119

電子メール kansou-kikaku@pref.fukushima.lg.jp

(2) 環境創造センター交流棟来館予約受付窓口

電話 0247-61-5721、0247-61-5727

電子メール yoyaku@com-fukushima.jp

附 則

この要領は平成31年4月1日から施行する。